

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恩澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

名古屋北法律事務所



〒462-0618
名古屋市北区平安二丁目1番10号
第5水光ビル3階
TEL(052)910-7721 FAX(052)910-7727

憲法 クイズ本

Vol.1



知っててトーゼン！？
日本国憲法の
3つの柱って？

みんなで考えよう！

開くのはちょっと待って！

こんにちは。

「暮らしと法律を結ぶホウネット」です。

皆さんは日本国憲法をご存知ですか？

日本国憲法の条文を読んだことがありますか？

日々の暮らしの中で実感することはあまりない

かもしれません、憲法は私たちの生活に溶け込ん

でいます。現代を生きる私たち日本人の精神の根幹

を成すものと言っても過言ではありません。

そんな憲法の常識が、今まさに覆されようとしています。

日本国憲法とは何なのか、みんなで楽しく考えてみませんか？

答え

第1問 A 第2問 三分の二以上
第3問 B 第4問 A

第4問 解説

(1) 違い

- ・日本国憲法は戦争も武力による威嚇・武力行使も「永久に放棄」
- ・自民党案は、戦争は「放棄」するが武力による威嚇・武力行使は「用いない」
→自民党案は、武力行使の禁止について「放棄」よりも弱めた言い方になっている

(2) 「戦争」と「武力行使」の違いについて

国家 v s 国家の武力紛争かどうか？

そうすると、例えば外国において「テロリスト」に対して自衛隊が攻撃することは「戦争」ではなく「武力行使」。これを「放棄」することをやめようという趣旨？

だから自民党案では「武力行使」を前提とした条文を新設しようとしている？

第1問 問題

自民党の改憲案はどちらでしょう。(13条の一部)

A 全て国民は、人として尊重される。

B すべて国民は、個人として尊重される。

答えは 10 ページに！

答えは 10 ページに！

第1問 解説

(1) 違い

- ・日本国憲法は「個人」として尊重

「個人」とは？

人種、性別、出自、思想、宗教、障害の有無など様々な個性をもつ一人ひとりの「個人」。「多様な個性をもった個人」をそのまま丸ごと尊重。

- ・自民党案は「人」として尊重

「人」とは？

人間。動物ではない「人間」として尊重。

⇒「人間」として扱いさえすれば「個性」への配慮は不要なのか？？

(2) なぜ日本国憲法は「個人の尊重」か＝戦前の反省から

- ・家制度の廃止、国家を国民（「臣民」）の上に置く体制からの脱却

・思想弾圧、宗教弾圧、植民地主義に基づくアジア蔑視、女性差別（家制度）、障害者差別（ハンセン病、優生保護法）などに対する反省

第4問 問題

自民党の改憲案はどちらでしょう。（9条1項）

A 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

B 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

答えは10ページに！

答えは10ページに！

第3問 解説

(1) 違い

日本国憲法の「のみ」を自民党案では削除している

(2) 「のみ」が意味していること＝家制度からの脱却

明治憲法下での旧民法では、婚姻するには戸主の同意が必要だった（旧750条1項）

⇒個人を尊重する日本国憲法の価値観への転換

　親の価値観で個人の自由な生き方を縛らない

⇒自民党案は逆戻り？？

(3) ちなみに、その後に続く条文（変更なし）

「夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

第2問 問題

日本国憲法の96条の条文について、（　）に入る言葉は何でしょう。

この憲法の改正は、各議院の総議員の（　）の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

第2問 解説

(1) 自民党案 96 条

「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、
両議員のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、
国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において
有効投票の過半数の賛成を必要とする。」

(2) 特に変えようとしている点

国会の発議要件を 3 分の 2 から過半数に緩和

(3) なぜ日本国憲法の発議要件は過半数でなく 3 分の 2 か

- ・国会を含む国家を縛るのが憲法なので、その憲法を政権担当者が簡単に変えられないようにしている
- ・憲法の保障する基本的人権は、国会で多数派をとれない少數者にとってこそ重要なので、慎重な審議を要求している

※米国では各院の 3 分の 2 + 州議会の 4 分の 3

フランスでは各院の過半数 + 両院合同会議で 5 分の 3

第3問 問題

自民党の改憲案はどちらでしょう。(24 条の一部)

A 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、…

B 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、…

答えは 10 ページに！